

2020年4月6日

「遠隔産業衛生研究会から嘱託産業医の皆様に向けての提言」第一版

遠隔産業衛生研究会世話人一同

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に伴って、感染拡大を防止するためにテレワーク等が推進されている現状において、事業場を訪問せずに産業医業務を実施できるかという質問に対する遠隔産業衛生研究会としての見解を述べる。この提言は月1回3時間程度の訪問を行っている一般的な嘱託産業医を念頭においている。

なお、本提言は2020年4月5日時点で確認し得た流行状況やウイルスの病原性情報、関係省庁の対応(厚生労働省、外務省等)をもとに作成されたものであり、今後の上述の状況等により本提言の内容を変更する必要性が生じる場合がある。

1. 産業保健の一部を担う産業医としての役割と遠隔産業衛生

遠隔産業衛生研究会では「空間・時間的距離のある2点を結びつける機器(デバイス・ネットワーク)を活用した産業衛生活動」を遠隔産業衛生と定義している。新型コロナウイルスの流行が起き、テレワーク等が推進されている現状において、産業保健活動にも変化が起き始めていると考えている。あくまで「現地・現実・現物」が産業医活動の原則ではあるが、一定程度の期間、事業場を訪問せずに産業医活動がどの程度できるかについてここに提言する。

2. 新型コロナウイルス感染症が流行している現状において訪問で産業医活動を行うことのリスクとベネフィット

新型コロナウイルス感染症流行下において、訪問での産業医業務を行うことには次のようなリスクとベネフィットがある。

リスク：嘱託産業医は臨床医を兼務したり、複数の事業場を巡回したりすることが多いため、事業場に感染を持ち込んでしまうリスクがある。さらに事業場訪問の際に感染し、院内感染を引き起こすリスクがある。

ベネフィット：事業所の現状の把握、さらに3密(密閉・密集・密接)の回避など感染予防対策の実施状況の確認については、現場・現物でのほうが行いやすいこと等が挙げられる。

産業医業務の実施方法については、上記のリスクとベネフィットを考慮したうえで慎重に検討することが望まれる。

なお、産業医が出務する場合の前提条件として、先方の事業場で社員の出勤時の健康状態確認と不調者の休業が徹底されていることは重要である。

また、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるものについては、産業医から当該情報の提供を求められた後、事業者は速やかに提供することとされている（安衛法第 13 条第 4 項など）。遠隔で産業医業務を行う場合は、労働者の出勤割合、出勤している人の役職や業務内容、座席のレイアウトなど、事業所での感染拡大防止策の実施状況について事業者に情報提供を求め、正確な状況把握に努めるとともに必要に応じて助言を行うべきである。

また厚生労働省から随時通知が出されるので、最新情報の収集に努めることも大切となる。

3.産業保健の 3 管理、総括管理

3.1 作業環境管理

作業環境管理のうち産業医の職務として義務となっている職場巡視については以下のよう
に提言する。

3.1-1)工場等有害作業またはそれに類する作業が行われている事業場に対する職場巡視

月 1 回の職場巡視を行うことを原則とする。ただし出務前に必ず産業医の体調確認を行い問題なくともマスクなどの着用下での実施を原則とする。また産業医の体調が不良の場合は巡視を延期する必要があるが、その場合でも労働安全衛生規則十五条はやむをえない場合(例えば産業医自身が感染者やその濃厚接触者である場合など)を除いては順守すべきである。

3.1-2)いわゆるオフィス等危険が少ない事業場の場合

労働安全衛生規則十五条を満たし、巡視以外の方法で労働者のおかれた作業環境に関する情報（たとえば、労働者の出勤割合、出勤している人の役職や業務内容、感染者発生に備え座席のレイアウトなど）を十分に把握できる場合は、2 月に 1 回の巡視にすることを検討する。360 度映像リアルタイム配信サービスやスマートフォンによるビデオ通話等は、ほぼ視覚情報のみに限られることやセキュリティについて配慮すれば、職場巡視の補助としては考えられるとする学会発表がある(黒崎ら第 29 回産業衛生学会全国協議会)。

現状、職場巡視の代替にはなりえないが、情報把握の補助としてこのような方法を検討してもよいだろう。

3.2 作業管理

作業管理についても、職場巡視については作業環境管理と同様に考えられる。

3.3 健康管理

健康診断事後措置や健康相談、長時間労働者やストレスチェック高ストレス者に対する面接指導などの健康管理については、遠隔での代替可能性を検討するよう提言する。遠隔で

の代替方法としては、メールや書面郵送による指導、電話での面接、TV 電話や Web 会議システムを用いた面接などがある。

なお産業医の業務は医師法ではなく労働安全衛生法 14 条で規定されており、学校保健法第 16 条で規定されている学校医業務などと同様に、その職務は医師法が規制する診療や治療などの医療行為に該当しないと解釈されている。また、オンライン診療指針において、遠隔産業医面接は医療行為である「オンライン診療」ではなく、「遠隔健康医療相談（医師）」の一つとして例示されている。したがって、遠隔産業医面接は原則として医療行為に該当せず、非対面診療の禁止を定めた医師法 20 条との関係でただちに違法となるものではないと考えられている。

ただし面接に関しては、以下の点について注意が必要である。

3.3-1) 長時間残業、ストレスチェックの面接指導に関して

平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号の要件を順守すること。

3.3-2) 3.3-1)以外の面接について

面質の確保、適切な音質、接続の安定性などが問題であるため対面のほうが遠隔面談に比べ優位であり、遠隔面接が直接対面に比肩するようになるにはまだ時間が必要であるという研究があり(北田 精神科治療学 34(2) 181-4,2019)、適応対象を選定する必要があることが指摘されている。また、診療分野では「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が存在しており参考にできる。以下に、準用可能な順守事項の抜粋を示す。ただし、初診は原則対面とする点については、オンライン診療自体も緩和される動きがあり、面接の内容によっては初回であっても良いものとする（例：健康診断事後措置での保健指導など）。

* オンライン診療指針から準用可能な遵守事項

「適用対象」

- ・初診は原則として直接の対面による診療を行うこと
- ・急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと

「診察方法」

- ・患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し直接の対面診療を行うこと
- ・同時に複数の患者の診察を行ってはならないこと
- ・医師のほかに医療従事者が同席する場合は、その都度患者に説明を行い、患者の同意を得ること
- ・騒音のある状況など、患者の心身の状態に関する情報を得るのに不適切な場所でオンライン診療を行うべきではないこと
- ・第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることを防ぐよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行わなければならないこと（患者側も

同様)

3.3-3) 対面で行う必要があると判断した場合は、感染防止に留意して実施するようにする。

3.4 総括管理

事業場の労働安全衛生マネジメントシステムの構築や運用に関して、産業医として適切な意見をのべる総括管理は、遠隔でも対応できることが少なくない。特に訪問回数が月に1度程度の嘱託産業医は、日々刻々と変化していく科学的知見や現場・社会の状態にあわせ、積極的に遠隔で対応していくことが望まれる。

コロナウイルスによる生物学的曝露に伴う、労働者の安全衛生リスクを適切に評価してリスク低減を図るべく、産業医は、ウイルスを事業場に持ち込ませない、万が一持ち込まれても事業場内で感染連鎖を起こさないために適切な指導をすることが期待される。

また生物学的な災害ともいえる今回の事態に対するBCP対応（感染者や疑い者が発生した場合に備えたチーム編成、事業場内のゾーニング等）に関する専門的意見も期待されよう。

4. 衛生委員会・安全衛生委員会（以下衛生委員会等）

衛生委員会等については以下の通り提言する。

4-1) 衛生委員会等が対面のみで行われる場合

令和2年5月末までは出席せず、議事録等で衛生委員会の内容を精査したのち意見を述べることを考慮に入れてもよい。

4-2) 衛生委員会等がTV、Web会議等で行われる場合

産業医は衛生委員会に参加すべきである。ただしTV、Web会議を利用するために出勤等を伴う場合はリスクとベネフィットを考慮に入れてどうするかを事業者と相談の上決めること。

5. 補遺

日本医師会においては産業医活動の優先順位があげられている。その中で産業医が行うべき業務については以下の4つである。

【日本医師会「産業医契約書の手引き」P16より】

- ・職場巡視を行うこと
- ・衛生委員会（又は安全衛生委員会）に参加すること
- ・健康診断およびストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、捺印すること
- ・職業性疾患を疑う事例の原因調査と再発防止に関し、助言や指導を行うこと

<http://dl.med.or.jp/dl-med/doctor/ssi/sangyotool1a.pdf>

6. 契約関係

嘱託産業医先との契約関係、特に業務時間や報酬関係については、契約書の内容を原則としたうえで契約先と相談合意の上決めなければならない。

【参考：関連法令等】

厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

6.安全衛生 問3 <安全委員会等の開催>

「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、安全委員会等を開催するに際してはテレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

なお、いずれの方式にしても衛生委員会等を開催するに際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等について調査審議いただくなどにより積極的に対応いただきますようお願いいたします。また、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年5月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q6-3

労働安全衛生規則第十五条

「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=347M50002000032#143

厚生労働省労働基準局長基発 0915 第 5 号平成 27 年 9 月 15 日

「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」

「1 基本的な考え方

(中略)情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下2に掲げる事項に留意する必要がある。2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

(1) 面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。なお、以下のいずれの場合においても、事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。

① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。

② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。

③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。

④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。

(2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。

① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。

② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。

③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものではなく、容易に利用できること。

(3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。

① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。

② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

(4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150918-2.pdf>

遠隔産業衛生研究会

世話人名簿

石澤哲郎 梶木繁之 神田橋宏治 櫻木園子 白田千佳子 種市摂子 武藤剛 守田祐作

<https://enkaku-sangyoeisei-kenkyukai.jimdosite.com/>